

新型コロナウイルス 関連肺炎について

●インフルエンザ予防等と同様の感染対策が重要です！

☑せきや発熱の症状がある場合は、マスクをしましょう。

☑手洗いをこまめにしましょう。



マスクの着用や手洗いを心掛けましょう

■新型コロナウイルス関連肺炎 に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症への対策は、風邪や季節性インフルエンザと同様にお1人お1人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。多くの方が集まるイベントや行事などに参加される場合も、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」や、石けんを使った手洗いを心掛けるなど、感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

また、イベントなどを主催される場合においても、会場入口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討していただきますようお願いいたします。

■帰国者・接触者相談センター について

県では、2月1日(土)から各保健所を「帰国者・接触者相談センター」として、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)の受診調整を行っています。

御船保健所では、午前9時から午後7時まで相談窓口を設置しています。開設時間外も転送電話により対応いたしますので、次の症状がある人はご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患などのある人は、前記の状態が2日程度続く場合

●中国・湖北省または浙江省から帰国・入国される人およびこれらの方と接触された人へ

咳や発熱などの症状がある場合は、これらの地域の滞在歴などを保健所に必ずご連絡の上、医療機関を受診してください。

▼お問い合わせ先

・御船保健所
☎096・282・0016

町総合保健福祉センター ☎096-235-8711

■プレミアム付商品券の使用 期間がまもなく終了します

消費税率10%への引上げが住民税非課税者などの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えするため、町では、住民税非課税者および子育て世帯主に対して、お得に買い物ができる「甲佐町プレミアム付商品券」を発行・販売しています。

甲佐町プレミアム付商品券のご利用期限が近づいています。未使用の商品券をお持ちの人は、期限内のご利用をお願いします。

▼使用期限
3月31日(火)

※期限を過ぎると商品券は無効となり、使用できませんのでご注意ください。また、未使用分の

商品券の返金はできません。期限内でのご利用をお願いします。

■プレミアム付商品券の購入 期限を延長しました

町では、より多くの人に商品券をご利用いただくために、2月28日としていた販売期限を延長しました。町福祉課で1月31日までに申請を済ませられた人に送付している「購入引換券」をお持ちで、商品券の購入がお済でない人は、甲佐町商工会窓口へお急ぎください。

▼販売期限
3月30日(月)

▼販売場所
甲佐町商工会窓口(町農業研修センター「ろくじ館」横)

▼準備していただく物

- ・商品券購入引換券
- ・身分証明書
- ・購入代金

▼販売価格
1セット4,000円(商品券500円券×10枚)(1人5セットまで購入可)

▼お問い合わせ先
甲佐町商工会
☎096・234・0272

町福祉課
☎096・234・1114

プレミアム付商品券のご使用は 3月31日(火)までに



商品券販売は3月30日(月)まで延長します

町福祉課 ☎096-234-1114(内線144)

国民年金

国民年金保険料の産前産後期間の免除について



詳しくは町住民生活課にお尋ねください

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

国民年金保険料が免除される期間
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。なお、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保

険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）

※平成31年2年1日以降の国民年金保険料が免除対象となります

▼対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

▼申請方法

申請書は、年金事務所または町住民生活課窓口で配布していますので、希望される人は必要事項を記入して提出してください。

出産予定日の6カ月前から提出可能です。

▼申請に必要な書類

- ・ 出産前に申請する場合
- ・ 母子健康手帳など出産予定日および胎児数が確認できるもの
- ・ 出産後に申請する場合

町で出産日などが確認できる場合は不要です

- ・ 死産などにより申請する場合
- ・ 死胎埋火葬許可証や医師などが作成した死産証明書など分娩日および胎児数が確認できるもの

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096-367-2503

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 104)

国民健康保険

国民健康保険被保険者資格に異動があったときは届け出を

世帯主は、自分の世帯の被保険者に国民健康保険の資格異動（転入、転出、社会保険加入、または脱退など）があった場合、14日以内に必ず町へ届け出をしなくてはなりません。届け出が遅れると、保険給付が制限される場合などがありますので注意しましょう。

職場の医療保険に加入している人以外は、国民健康保険に入る必要があります。3〜4月は、就職や退職などで異動が多い時期です。忘れずに届け出をしましょう。

※国民健康保険税は、届け出をした日の月からではなく、国民健康保険に加入した日（転入日や社会保険の資格喪失日など）の

国民健康保険の資格異動は届け出が必要



詳しくは町住民生活課にお尋ねください

月にさかのぼって納める必要があります。

国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日まで

国民健康保険制度の都道府県化に伴い、平成30年度から国民健康保険被保険者証の有効期限が7月31日になりました。現在、国民健康保険被保険者証の皆さんがご持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日（金）です（短期証を除きます）。

令和2年度の新しい被保険者証は、有効期限が切れる前に世帯主あてに簡易書留郵便で送付します。

あんま・はり・きゅう治療券の発行について

町では、国民健康保険加入世帯を対象に、町と協定を締結した施術業者ではり治療などを受けると、1回の治療に対して1,000円の補助が受けられる治療券を発行しています。

令和元年度（平成31年度）の「あんま・はり・きゅう治療券」の使用期限は、3月31日（火）です。令和2年度の治療券は4月1日（水）から発行しますので、治療券が必要な人は、町住民生活課窓口で申請してください。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 106)